意見書第９号

働く者の声を尊重した労働時間法制の実現とＩＬＯ三者構成原則の堅持を求める意見書

「働き方改革」関連法の施行から約７年が経過したが、その目的である「働く者一人ひとりの命と健康を守り、真の安全・安心につなげる」という理念の実現は道半ばである。現状、過労死はなくなっておらず、脳・心臓疾患および精神障害の労災請求件数は過去最多を記録している。

現在、国において労働時間法制の見直し議論が進められているが、持続可能な地域社会を維持するために今求められているのは、長時間労働につながりかねない規制緩和ではなく、誰もが安心・安全に働き、生活時間を確保できる労働時間規制の確立と生産性向上の両立である。

よって、当議会は、政府に対し、労働者の命と健康、そして権利を守る観点から、下記の事項を速やかに履行するよう強く要望する。

記

１．時間外・休日労働の上限規制の強化や、連続勤務規制の導入、勤務間インターバル制度の義務化、「つながらない権利」の立法化など、「働き方改革」の定着・推進に向けた実効性のある法規制を実現すること。

２．長時間労働につながりかねない裁量労働制の対象業務の拡大や変形労働時間制の要件緩和などではなく、労働時間短縮と生産性向上を両輪で進めるための法整備や企業・労働者への支援を行うこと。

３．労働者の健康確保と「ディーセント・ワーク（人間らしい生活)」を営むためのセーフティネットを形骸化させないよう、労働基準監督署における厳格な指導・監督を維持すること。

４.「働き方改革」の見直しや労働法制の改正議論にあたっては、労働政策審議会をはじめとする場において、労使当事者の声を十分に反映させ、ＩＬＯ三者構成原則に基づく民主的かつ慎重な合意形成を徹底すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和８年９月 18 日

延　岡　市　議　会

内 閣 総 理 大 臣
厚 生 労 働 大 臣
衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長